



長野県報

2月14日(月)
平成23年
(2011年)
第2241号

目 次

告 示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康長寿課）	1
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（健康長寿課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件の変更予定（森林づくり推進課）	2
公共測量の実施（建設政策課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2
平成22年9月19日執行の塩尻市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決（選挙管理委員会）	3

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	5
一般競争入札（2件）（管財課）	5
一般競争入札（40件）（管財課）	7
一般競争入札（生活排水課）	40
一般競争入札（高校教育課）	41

告 示

長野県告示第70号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。
平成23年2月14日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
クスリのアオキ稲里薬局	長野市稲里町中水鉋2238	平成23年2月1日
さくら薬局長野高田店	長野市高田1259	平成23年2月1日
寺島薬局千曲稻荷山店	千曲市稻荷山治田町1332	平成23年2月1日

健康長寿課

長野県告示第71号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成23年2月14日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
長野県立駒ヶ根病院 駒ヶ根市下平2901	長野県立こころの医療センター駒ヶ根 駒ヶ根市下平2901	平成23年1月24日

健康長寿課

長野県告示第72号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年2月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第73号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年2月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡白馬村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第74号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年2月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第75号

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年2月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(数値地形図データ作成)
- 2 作業期間
平成23年1月20日から平成23年3月29日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県長野建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年2月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年2月14日

長野県長野建設事務所長 柳沢廣文

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 長野豊野線
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市豊野町石字堰添1901番の1地先から	旧	5.4~25.8m	1.0194km
長野市豊野町豊野字中尾1213番の5地先まで		14.2~36.4	0.7968
同上	新	14.2~36.4	0.7968

道路管理課

選告示第11号

平成22年9月19日執行の塩尻市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対して、当委員会は、次のとおり裁決しました。

平成23年2月14日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男
裁決書

長野県塩尻市大字洗馬663番地イ号
審査申立人 石井新吾

上記審査申立人から、平成22年10月21日付けで提起された同年9月19日執行の塩尻市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主文

この審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成22年9月19日執行の本件選挙における選挙の効力に関し、塩尻市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し異議の申出をしたところ、市委員会が同年10月7日にこれを棄却する旨の決定をしたので、この決定を不服として、当委員会に対し、市委員会が下した決定を取り消し、本件選挙を無効とする裁決を求め、審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すると、次のとおりである。

本件選挙は、以下1から4までの理由により無効である。

- 平成22年9月26日に開催された「第2回塩尻ぶどうの郷ロードレース大会」の実行委員会関係者（以下「実行委員会関係者」という。）及び郷原区長（以下「区長」という。）が、投票日当日に、候補者である「小口利幸」と同姓の「小口」と記載された果物用のプラスチック製コンテナ（以下「本件コンテナ」という。）を、塩尻市広丘第2投票区投票所である郷原区民会館（以下「本件投票所」という。）の入口脇に大量に積み、放置したことは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第228条第1項に抵触する。
- 投票事務担当者及び投票立会人（以下「投票所関係者」という。）並びに塩尻市選挙管理委員会委員長（以下「市委員長」という。）が、選挙人に指摘される投票日の午前11時頃まで本件コンテナを放置して、法第228条第1項に規定する事態を黙認したことは、

法第228条第1項に抵触し、選挙の規定に違反する。

- 市委員会が、法第228条第1項の規定である投票干渉罪に当たる本件コンテナを黙認したことは、法第228条第1項に抵触するものであり、このことは、市委員会が特定の候補者に加担した組織ぐるみの選挙違反である。

- 市委員会が、特定の候補者に加担した上で管理執行した本件選挙は、公平公正に執行されたとは言えず、無効である。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、市委員会から弁明書及び関係書類の提出並びに申立人から弁明書に対する反論書の提出を受け、また、現地を検証し慎重かつ厳正に審理を行なった。その結果は、次のとおりである。

- 本件選挙は、市長の任期満了に伴い行われ、現職である小口利幸候補（以下「小口候補」という。）と新人である青柳充茂候補（以下「青柳候補」という。）の2名が立候補した。

選挙の結果は、小口候補が14,934票を得票して当選し、青柳候補が11,392票を得票して落選した。

本件選挙では、平成22年9月19日の投票日に、投票所が市内41ヶ所に設置され、本件投票所においては、選挙当日有権者は1,274名であり、投票者は502名であった。

投票日、本件投票所入口の脇に、翌週の同年9月26日に開催する計画の「第2回塩尻ぶどうの郷ロードレース」において、参加者に無料配布するぶどうを入れるために事前に用意した本件コンテナ200個が幅約5メートル、高さ約1.5メートルの状況で積まれていた。この200個中42個については、建物正面方向から見ると、コンテナの側面にある「小口」との記載が視認できる状況にあり、午前11時頃に選挙人からの指摘を受けて投票所関係者が本件コンテナに幕を被せたことについては、双方に争いはない。

- 本件選挙について、申立人は、選挙の無効を申し立てているところ、選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるためには、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行なわれ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が、選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動関係者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違反行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の順守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）と解されている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「違反がなかったならば、選挙の結果、即ち候補者の当選に、現実に生じたところと異なる結果の生ずる可能性のある場合をいう。」（昭和29年9月24日最高裁判所判決）と解されている。

このような観点に立って、申立人の主張する審査申立て理由について、判断する。

3 申立て理由1及び2について

申立人は、実行委員会関係者、区長、投票所関係者及び市委員長の行為に関して、法第228条第1項に抵触するものであると主張している。

前述のとおり、選挙無効の要件である「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」と解されるところ、申立て理由1及び2は、実行委員会関係者、区長、投票所関係者及び市委員長の行為が、法第228条第1項で規定された投票干渉罪に抵触することを主張するものであるが、これは、選挙の取締りないし罰則規定に関するものであり、法第205条第1項にいう「選挙の規定に違反する」場合に関するものではない。なお、個々の行為が選挙の取締りないし罰則規定に触れるか否かは、最終的には司法当局の判断に委ねられている事項である。

また、「違法行為でも選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならない」と解されているが、申立人の主張は、市内41ヶ所の投票所中本件投票所1ヶ所に関するものであり、本件選挙が行われた市内全域にわたり選挙人の自由かつ公正な投票が妨げられた特段の事態が生じた場合に関するものではなく、また、そういう事態が生じたという具体的な証拠はない。

なお、申立人の主張する内容をもって、法第205条第1項でいう「選挙の規定に違反する」と仮定しても、選挙無効の要件である「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「違反がなかったならば、選挙の結果、即ち候補者の当落に、現実に生じたところと異なる結果の生ずる可能性のある場合をいう。」と解されているところであり、本件選挙において、当該行為の影響は、当該コンテナが積まれていた本件投票所のみと認められるため、当選人と落選人の得票数に3,542票の開きのある本件選挙の結果に異動を及ぼす虞はない。

4 申立て理由3について

申立人は、市委員会が、投票干渉罪に当たる本件コンテナを黙認したこと自体も法第228条第1項に抵触するものであり、黙認したことは、市委員会が特定の候補に加担した組織ぐるみの選挙違反であると主張している。

申立人のこの主張は、上記3と同様、選挙の取締りないし罰則規定違反の行為に関するものであり、法第205条第1項にいう「選挙の規定に違反する」場合に関するものではない。なお、個々の行為が選挙の取締りないし罰則規定に触れるか否かは、最終的には司法当局の判断に委ねられている事項である。

5 申立て理由4について

申立人は、市委員会が、特定の候補者に加担した中で管理執行した本件選挙は、公平公正な選挙でないため無効であると主張している。

選挙無効の要件である「選挙の規定に違反する」とは、「選挙の管理執行に関する規定に違反する場合の外、例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収疑惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいよ

うな事由のある場合を指称するもの」(昭和30年8月26日大阪高等裁判所判決)と解されている。

本件コンテナは、翌週の平成22年9月26日に本件投票所の周辺を会場とする「第2回塩尻ぶどうの郷ロードレース」の際に参加者に無料配布するぶどうを入れるために、所有者から借り受けた実行委員会関係者により積まれたもので、本件コンテナにある「小口」の記載は、本件選挙に立候補した小口候補とは別人物の所有者の姓が記載されていたものであり、また、本件投票所へ来る選挙人の動線によっては、本件コンテナは選挙人の視野に入る可能性はあっても、本件投票所の投票記載場所からは見えず、投票所入口付近にコンテナが積まれていたのは本件投票所だけであったことからも、本件コンテナが本件投票所の入口の脇に積まれ、投票所関係者が幕で覆い視認できなくなるまで選挙人の視野に入り得る状況であったことをもって、本件選挙において、甚だしき干渉等により選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたい事由が生じたと認めることはできない。

また、申立人が主張するような状況が生じていたと仮定しても、選挙無効の要件である「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「違反がなかったならば、選挙の結果、即ち候補者の当落に、現実に生じたところと異なる結果の生ずる可能性のある場合をいう。」と解されているところであり、本件選挙において、当該行為の影響は、当該コンテナが積まれていた本件投票所のみと認められるため、当選人と落選人の得票数に3,542票の開きのある本件選挙の結果に異動を及ぼす虞はない。

このように申立人の申立て理由1から4までは、いずれも法第205条第1項に規定する選挙無効の要件に当たらないので、これを容認することができない。

以上のとおり、申立人の審査申立てにはいずれも理由がなく、異議の申出に対する市委員会の決定は正当と認められるので、これを取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成23年2月10日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

選挙管理委員会